

平成31年3月22日

## 放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、22都府県の52人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

### 【予告の概要】

対象者 22都府県52人

(青森県3、秋田県1、茨城県3、群馬県2、埼玉県1、千葉県4、東京都8、神奈川県1、富山県1、山梨県1、長野県1、岐阜県1、静岡県1、京都府3、大阪府5、兵庫県4、島根県1、山口県2、愛媛県2、福岡県5、大分県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成31年3月29日